

# アルコール健康障害対策推進計画について

## R1年度 施策の取組状況

施策の柱・主要な施策	主な取組状況
<b>(1) 普及啓発活動の推進</b>	
<b>① 県民の理解の増進</b>	
ア アルコール関連問題啓発週間における広報啓発	ポスター掲示及び市町村へポスター配布 小売酒販組合等の酒類業界や自助グループと街頭キャンペーンの実施 ※アルコール関連問題啓発週間：11月10日～16日
イ アルコール・ハラスメントの防止	取組なし ※酒類業界による適正飲酒の理解促進のための啓発活動は取り組まれているが、アルコール・ハラスメントの防止についても、酒類業界と連携した普及啓発を検討していく
ウ アルコール依存症等に関する正しい知識の普及	アルコール保健講演会（市民セミナー）の開催：年1回（自助グループと精神保健福祉センターとの共催） 中高生向けアルコール乱用防止講習会：年1回
エ 自殺防止対策の推進	こころの健康相談統一ダイヤルの番号や各種相談窓口を掲載するHPのQRコードを記載した携帯型カードの作成、二次救急医療機関等へ配布
オ 民間団体との連携	アルコール保健講演会（市民セミナー）の開催：年1回（自助グループと精神保健福祉センターとの共催）【再掲】
<b>② 人材の確保・育成</b>	
ア 研修の実施	ゲートキーパーの養成：1,629人（R元年度） アルコール依存症家族教室へ関係機関支援者への参加呼びかけ 依存症対策全国センターが実施する研修への医師、看護師、コメディカルの派遣
<b>③ 情報の収集</b>	
ア 実態の解明	精神保健福祉センターにおいて、「依存症家族教室・当事者ミーティングの取組」に関する分析を実施

施策の柱・主要な施策	主な取組状況
<b>(2) 未成年者等の飲酒の誘因防止</b>	
<b>①未成年者等への啓発</b>	
ア 未成年者等の飲酒防止	酒類業界による未成年者の飲酒の有害性に対するチラシの作成・配布 酒類販売管理研修：年5回開催（未成年者への酒類提供禁止の指導強化） 青少年非行・被害防止県民大会において、飲酒等の有害性についてのチラシの配布、VTRの放映 警察による酒類を飲用した未成年者の補導の強化及び風俗営業管理者等に対する未成年者への飲酒提供禁止に関する指導
イ アルコールに関する教育	小学校、中学校及び高等学校において、学習指導要領に基づいた教育の実施 外部講師と教職員の意見交換を含めた研修会の実施
<b>(3) 妊婦健康診査及び保健指導</b>	
<b>①妊産婦等への支援</b>	
ア 妊産婦等への普及啓発	市町村や産科医療機関の母子保健従事者への研修会等による周知 母子保健地域組織に対する妊産婦や乳児への飲酒の悪影響に関する普及啓発 特定保健指導研修会の開催：年1回
<b>(4) 相談支援の充実</b>	
<b>①相談機能の強化</b>	
ア 相談支援体制の整備	依存症相談窓口の設置（R元年8月1日）
イ 県民からの相談に対する支援	保健所、精神保健福祉センター（依存症相談窓口）において、精神保健福祉相談の実施 依存症家族教室の開催：年3回
ウ 災害時における相談	DPAT事務局が実施するDPAT先遣隊研修への参加：4名 ※災害時におけるDPAT活動なし
エ 運転適性相談	山梨県総合交通センター等による運転適性相談の実施 処分者講習において、アルコールスクリーニングテスト（AUDIT）（0～40点）の15点以上の者に対して、医師の診察やカウンセリングへの受診勧奨を実施
オ 関係機関との連携	保健所や精神保健福祉センター（依存症相談窓口）による個別支援において、自助グループやサービス提供事業所等の関係機関との連携を実施
カ 生活困窮者に対する相談	自立相談支援機関において、相談支援員が相談対応を実施
キ ホームレスに対する相談	全国調査に伴い、ホームレス数の把握を実施した。今後も引き続きホームレスの動向等について市町村への情報提供を行うとともに、アルコール問題を含めた生活指導・援助などの施策について検討を進めていく

施策の柱・主要な施策	主な取組状況
<b>(5) 医療体制の充実</b>	
<b>①医療提供体制の整備</b>	
ア 医療体制の整備	アルコール健康障害に係る治療拠点機関の選定（山梨県立北病院） 依存症対策全国センターが実施する研修への医師、看護師、コメディカルの派遣【再掲】
イ 精神科救急医療体制の整備	精神科救急受診相談センターで24時間365日の相談対応を実施 山梨県精神科救急24時間医療事業連絡調整委員会を開催予定だったが、コロナウイルスの感染拡大の影響により中止
ウ 身体科と精神科の連携体制の構築	精神・身体合併症患者医療提供体制整備検討会による医療ワーキングを年1回実施
エ メディカルコントロール協議会との協働	山梨県メディカルコントロール協議会精神部会を年1回開催
<b>②精神科医師等の確保</b>	
ア 医療従事者確保のための環境整備	県内の公立病院で業務に従事しようとする医学部生、看護学生へ修学資金の貸与を実施
イ 精神科認定看護師の確保・支援	認定看護師教育課程受講に要する補助を実施（R元年度精神科領域の受講はなし）
<b>(6) 飲酒運転の防止</b>	
<b>①飲酒運転の撲滅</b>	
ア 飲酒運転を許さない社会環境づくり	飲酒運転しない・させない山梨キャンペーン（12月1日～1月31日）において、卓上ミニのぼり旗の掲出等による啓発を実施 各警察署において、酒類提供店を訪問し、ハンドルキーパー運動の周知を実施 自動車運転代行業者に対し、客が途中で乗り出すことのないよう駐車場への確実な駐車に関する指導
イ 交通安全教育の推進	各種イベントにおいて、運転シミュレーターの操作や飲酒体験ゴーグル等により、飲酒運転の危険性について啓発を実施 交通政策課員による講演や啓発映画の上映
<b>(7) 社会復帰への支援</b>	
<b>①社会復帰への支援</b>	
ア 当事者及び家族への支援	保健所、精神保健福祉センター（依存症相談窓口）において、精神保健福祉相談の実施【再掲】 依存症当事者プログラムの実施（令和元年10月～、毎月第2水曜日） 保健所や精神保健福祉センター（依存症相談窓口）による個別支援において、自助グループやサービス提供事業所等の関係機関との連携を実施【再掲】

施策の柱・主要な施策	主な取組状況
<b>(8) 民間団体の活動に対する支援・連携</b>	
<b>① 民間団体の活動に対する支援・連携</b>	
ア 情報提供	アルコール保健講演会（市民セミナー）の開催：年1回（自助グループと精神保健福祉センターとの共催）【再掲】 保健所や精神保健福祉センター（依存症相談窓口）による個別支援において、自助グループやサービス提供事業所等の関係機関との連携を実施【再掲】

### 数値目標の状況

指標	計画策定時	現況値 (令和元年度末)	目標値
生活習慣病のリスクを高める量のアルコールを摂取している者の割合	男性 13.0% 女性 7.8% (2014 (平成26) 年度)	調査なし	男性 10.1% 女性 2.9% ※健やか山梨21に準ずる
未成年者の飲酒	中学3年 男子 6.0% 女性 6.1% 高校3年 男子 12.1% 女性 8.7% (2016 (平成28) 年度)	調査なし	0% ※健やか山梨21に準ずる
妊娠中の飲酒	1.1% (2016 (平成28) 年度)	0.7% (2018 (平成30) 年度)	0% ※健やか山梨21に準ずる
依存症相談拠点 依存症専門医療機関 依存症治療拠点機関	未設置	【相談拠点】 精神保健福祉センター 【専門医療機関】 山梨県立北病院、住吉病院 【治療拠点機関】 山梨県立北病院	各1箇所以上設置

## 数値目標に対する今後の取組方針

- 生活習慣病のリスクを高める量のアルコールを摂取している者の割合
  - ・ 保険者実施の特定健診/保健指導研修会等により支援技術のスキルアップを図る
  - ・ 地域職域・保健連携推進事業や関連事業を通じて、健やか山梨2.1中間評価に係る情報発信・普及啓発に努める  
※県民栄養調査（令和3年度実施予定）にて数値把握予定
- 未成年者の飲酒
  - ・ 小・中・高校を対象に健康出前講座の実施  
※子どもの喫煙等母子保健関係調査（令和4年度実施予定）にて数値把握予定
- 妊娠中の飲酒
  - ・ 市町村や産科医療機関等においてアルコール健康障害に関する教育を実施できるよう、資質向上に向けた取組について周知を行う
  - ・ 母子保健地域組織へアルコール健康被害について周知し、声かけ活動に反映するよう働きかける
- 依存症相談拠点、専門医療機関、治療拠点機関
  - ・ 相談拠点、専門医療機関、治療拠点機関を含めた関係機関による会議体を設置し、各機関による有機的な連携体制の構築について検討